

隠岐の島町下水道事業等包括委託

実施方針（案）

令和8年9月

隠岐の島町

目 次

第 1 章	特定事業の選定に関する事項	1
1. 1	事業の背景・目的	1
1. 2	事業の名称	1
1. 3	公共施設の管理者の名称	1
1. 4	事業内容	1
1. 5	事業期間	3
1. 6	遵守すべき関連法令等	3
第 2 章	民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
2. 1	募集及び選定方法	4
2. 2	募集及び選定スケジュール	4
2. 3	応募者の構成及び参加資格要件	5
2. 4	審査及び選定に関する事項	8
2. 5	優先交渉権者選定後の手続き	9
第 3 章	事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
3. 1	リスク分担の基本的な考え方	10
3. 2	要求する性能	10
3. 3	事業実施状況のモニタリング	10
第 4 章	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	11
4. 1	本事業の所在地等	11
4. 2	本事業の対象施設の概要	12
第 5 章	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	13
第 6 章	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
6. 1	民間事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	14
6. 2	本町の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	14
6. 3	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	14
6. 4	金融機関又は融資団と本町との協議	14
第 7 章	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
7. 1	法制上、税制上の措置に関する事項	15
7. 2	財政上、金融上の支援に関する事項	15
7. 3	その他の措置及び支援に関する事項	15
第 8 章	その他本事業の実施に関し必要な事項	16
8. 1	その他本事業の実施に関し必要な事項	16
8. 2	問合せ先	16
別紙 1	リスク分担（素案）	17

第1章 特定事業の選定に関する事項

1.1 事業の背景・目的

本町の下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、コミュニティプラント事業及び浄化槽事業の5事業により構成されており、町民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に重要な役割を果たしている。

一方で、人口減少に伴う使用料収入等の減少が見込まれる中、施設の老朽化に伴う改築・更新需要の増大や、維持管理を担う技術職員の減少及び技術継承など、多くの課題に直面している。このような状況の下、限られた財源及び人員の中で、将来にわたり安定的かつ効率的な事業運営を実現することが求められている。

本事業は、民間事業者が有する技術力、創意工夫、経験及びノウハウを最大限活用することにより、業務の効率化及び質の向上を図るとともに、町民サービスの向上、公共用水域の水質保全、維持管理費の縮減並びに施設更新費用の平準化及び抑制を図ることを目的として、本事業を実施する。

また、将来的には隠岐圏域における他自治体との広域連携による事業運営も見据えており、その際においても柔軟かつ効率的に対応できる事業運営体制の構築を図ることを目指すものとする。

1.2 事業の名称

隠岐の島町下水道事業等包括委託

1.3 公共施設の管理者の名称

隠岐の島町企業管理者 隠岐の島町長 池田 高世偉

1.4 事業内容

(1) 事業方式

本事業の事業方式は、性能発注及び複数年契約による更新支援型の管理・更新一体マネジメント方式とする。

(2) 事業の範囲

本事業は、本町上下水道課で管理している浄化槽事業を除く次の4事業における各施設、各業務を対象とする。各事業、施設及び業務の内容、要求水準の詳細は要求水準書（案）に示す。

ア) 対象事業

- ① 公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む）
- ② 農業集落排水施設
- ③ 漁業集落排水施設
- ④ コミュニティプラント

イ) 対象施設

- ・ 公共下水道事業の下水処理場、ポンプ場
- ・ 農業集落排水処理施設
- ・ 漁業集落排水処理施設
- ・ コミュニティプラント
- ・ 公共下水道事業の管路施設
- ・ 農業集落排水事業の管路施設
- ・ 漁業集落排水施設の管路施設
- ・ コミュニティプラントの管路施設

ウ) 対象業務

- 1) 総括管理業務
- 2) 下水処理場・ポンプ場に係る対象業務
 - ・ 運転管理業務（調達管理含む）
 - ・ 保守管理業務
 - ・ 修繕業務
 - ・ 廃棄物管理業務
 - ・ 情報管理業務
 - ・ スtockマネジメント計画策定業務
- 3) （集落排水）下水処理場・ポンプ場に係る対象業務
 - ・ 運転管理業務（調達管理含む）
 - ・ 保守管理業務
 - ・ 修繕業務
 - ・ 廃棄物管理業務
 - ・ 情報管理業務
 - ・ スtockマネジメント計画策定業務
- 4) 管路施設に関する対象業務
 - ・ 計画的維持管理業務
 - ・ 緊急対応業務（修繕含む）
 - ・ 情報管理業務
 - ・ 住民対応業務
 - ・ スtockマネジメント計画策定業務

1.5 事業期間

本事業の事業期間は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日までの 10 年間とし、契約書、本要求水準書、事業者の提案書等に従い業務を実施する。

ただし、事業契約締結の翌日から令和 10 年 3 月 31 日までを引継ぎ期間とし、町及び事業者により業務引継ぎを実施するものとする。

1.6 遵守すべき関連法令等

民間事業者は、本事業を実施するにあたり、必要とされる関連法令等（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。詳細は要求水準書（案）に示す。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、民間事業者の創意工夫等による効率的・効果的なサービス提供を求めるため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式による。

2.2 募集及び選定スケジュール

実施方針（案）及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の公表後のスケジュールは概ね表 1 のとおりである。

表 1 募集及び選定スケジュール（予定）

スケジュール(予定)	内容
令和8年9月	要求水準書（案）、実施方針（案）公表
令和8年10月	実施方針（案）等に関する質問及び意見等の受付
令和8年11月	実施方針（案）等に関する質問及び意見等への回答
令和8年11月	実施方針等（修正版）の公表
令和9年3月	募集要項等の公表
令和9年4月	募集要項等に関する質問及び意見等の受付
令和9年5月	募集要項等に関する質問及び意見等への回答
令和9年6月	参加表明書及び参加資格確認書類の提出
令和9年7月	参加資格確認結果の通知
令和9年8月	競争的対話の実施
令和9年10月	提案書類の提出
令和9年12月	優先交渉権者の選定・公表
令和10年1月	基本協定の締結
令和10年2月	事業契約の締結
令和10年4月	事業開始

2.3 応募者の構成及び参加資格要件

応募者の構成及び参加資格要件は以下のとおりとする。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成などは次のとおりとする。

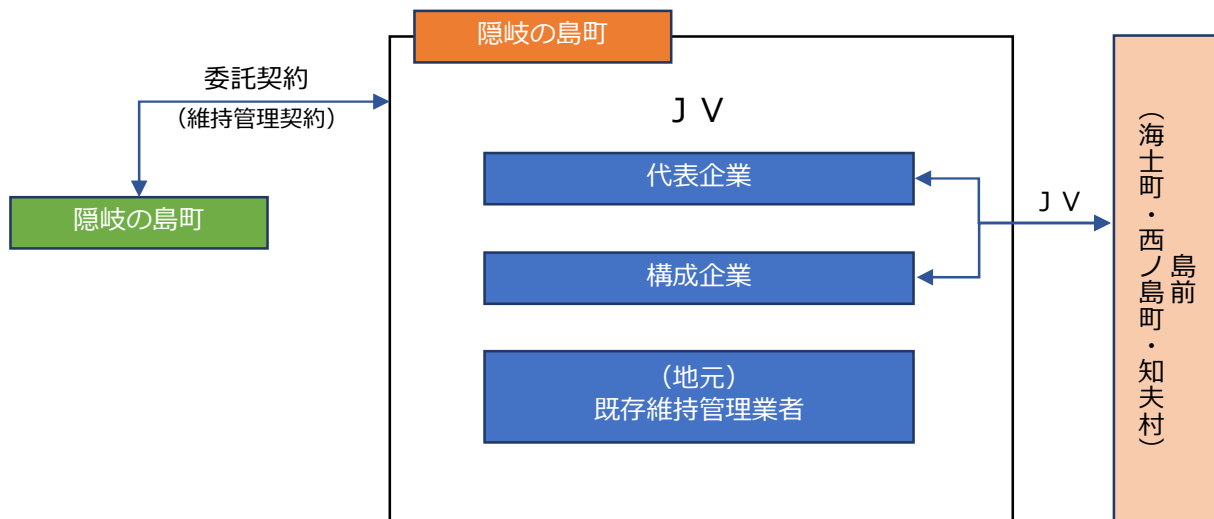


図 1 事業スキーム図

- ア) 応募の形態は、単独企業による応募又は応募グループ（構成企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して構成企業はそれぞれ適切な役割を担うこと。）による応募のいずれも可とする。なお、応募グループを優先交渉事業者として決定した場合、委託時には共同企業体として業務を行うこととして応募すること。
- イ) 応募グループで応募する場合は、代表企業 1 社を定めることとする。
- ウ) 代表企業は、本事業の応募から委託契約の締結に至る手続きを代表して行う。構成企業が、代表者の代わりに手続きを行うことはできない。
- エ) 一つの企業が重複して異なる応募グループ、又は単独企業と他の応募グループの構成企業として応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が代表企業、又は構成企業となっている企業グループでの応募は無効とする。
- オ) 異なる応募グループの構成企業間、又、単独企業と他の応募グループの構成企業の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続き中の会社（以下、「更生会社等」という。以下同じ。）である場合を除く。

①親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2)人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3)その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記の（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

カ) 本事業に係る参加資格確認のための申請書類（以下「参加資格確認申請書」という。）提出後から優先交渉事業者との委託契約締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合には、担う予定であった業務について新たに資格要件を満たす企業がこれに代わることで、本町がやむを得ないと認めた場合に限り、これを認める。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成及び参加資格要件は以下のとおりとする。

応募グループは代表企業と構成企業により構成され、以下のア)～コ)を全て満たす者とする。

なお、既存処理場及びポンプ場の維持管理に関しては、既存維持管理業者とのJVとする。

ア) 本町における競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定及びPFI法第9条の欠格事由に該当しない者であること。

ウ) 本町から指名停止処分を受けていない者であること。

エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生又は再生手続開始の申立てをなされていない者であること。

オ) 町税その他の納付義務を完全に履行している者であること。

カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

キ) 本事業に係るアドバイザー業務の受託者及び業務協力関係にある者と資本関係又は人的関係がない者とする。なお、本事業に係るアドバイザー業務の受託者及び業務協力関係にある者は、次のとおりである。

- ・株式会社NJS

- ・法務審査を行った法律事務所

ク) 優先交渉権者の選定のために設置された隠岐の島町下水道施設包括的管理等事業事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員が属する企業又は、当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。

ケ) 代表企業として、過去5年間に下水道法(昭和33年法律第79号)(以下「下水道法」という。)に定められた終末処理場の包括的民間委託を元請として3年以上継続し、履行完了した実績を有する者であること。

コ) 構成企業として、過去5年間に、下水道法に定められた公共下水道又は流域下水道におけるストックマネジメント計画作成業務を元請として履行完了した実績を有する者であること。

(3) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、参加資格確認書類を受付した日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、本町に速やかに通知しなければならない。

2.4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定に関する基本的考え方

本事業における民間事業者の募集及び選定については、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、公募型プロポーザル方式により行うものとする。選定委員会は、応募者より提出された提案書類の審査を行い、優先交渉権者を選定する。審査に当たる委員は、決定後速やかに公表する。

(2) 審査手順

審査は参加資格確認と提案内容の評価に分けて実施する。なお、具体的な評価項目及び配点については、募集要項等にて示す。

ア) 参加資格確認

参加資格確認では応募者の構成や参加資格要件の充足等について確認する。

イ) 提案内容の評価

本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法やサービス対価の金額等について提案を受け、隠岐圏域の町村で構成された選定委員会による共同審査を行うことを検討している。

(3) 優先交渉権者の選定

本町は、選定委員会における審査結果を踏まえ、優先交渉権者を選定する。

(4) 結果及び評価の公表方法

審査の結果は審査講評とともに本町ホームページにて公表する。

(5) 優先交渉権者及び特定事業の選定の取り消し

本町は、本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、公募開始後であっても、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定せず、公募を取り消すとともに、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

(6) 提案書の取り扱い

ア) 著作権

提案書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業の公表及びその他本町が必要と認めるときには、本町は提案書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。なお契約に至らなかった応募者の提案については、優先交渉権者選定結果の公表以外には使用しない。また提出された書類は返却しない。

イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用し

た結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

2.5 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 既存維持管理業者と JV 組成

優先交渉権者は、既存維持管理業者と JV 契約（分担実施型）を締結する。

(2) 3 町村の既存維持管理業者との JV 組成による業務の受託

将来、3 町村が「水の官民連携」等の導入を行う場合、隠岐圏域の町村は、各町村内の既存維持管理企業と JV 組成をした上で随意契約による契約締結に係る契約交渉を依頼する可能性がある。

第3章 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

本町と事業者の基本的なリスク分担は原則として「リスク分担表」によるものとする。

3.2 要求する性能

本事業において実施する業務に要求する性能等については、要求水準書（案）に示す。

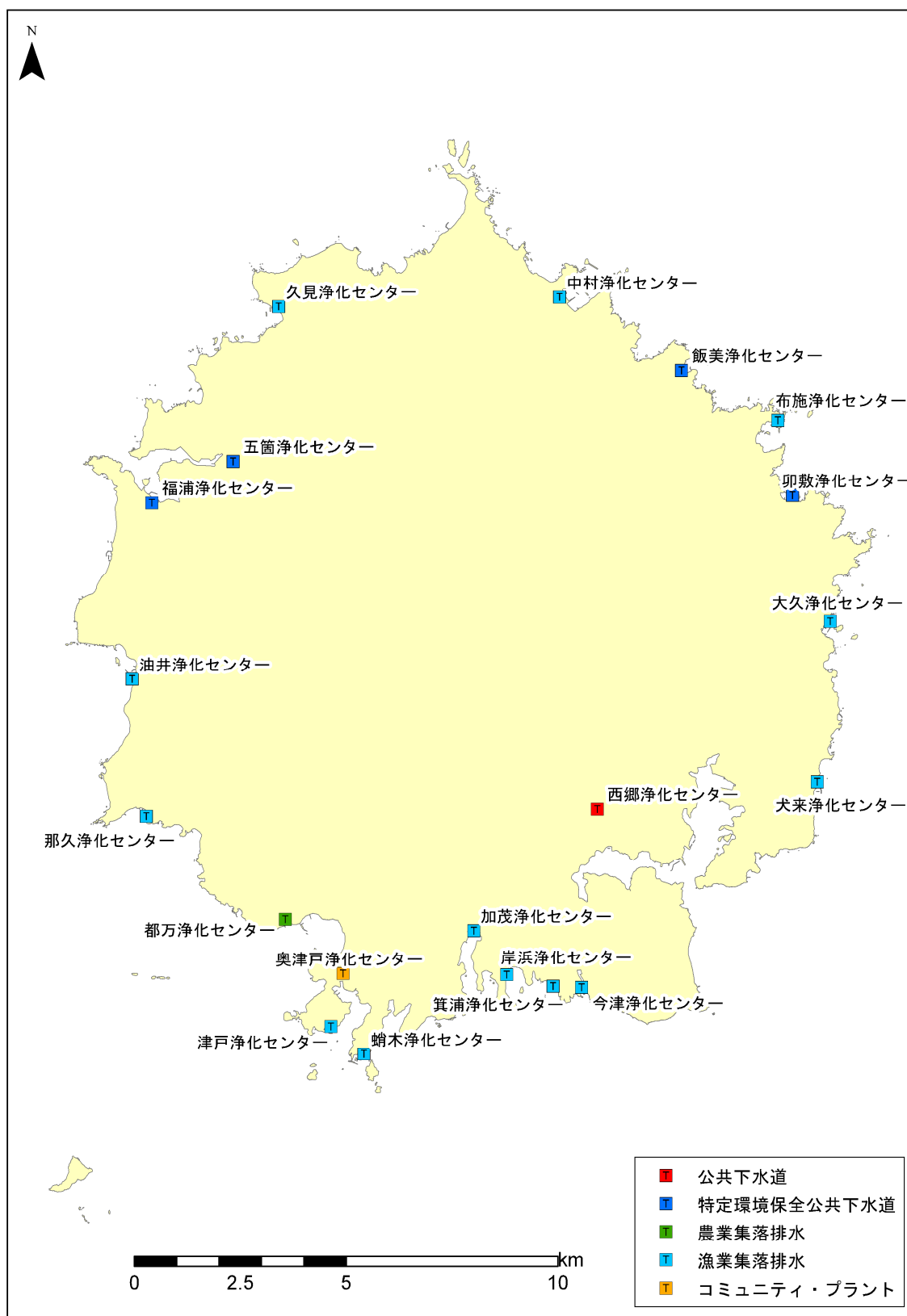
3.3 事業実施状況のモニタリング

事業者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するための監視、測定、評価などのモニタリングを行う。

なお、モニタリングの具体的な方法等については、募集要項等に示す予定である。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 本事業の所在地等



4.2 本事業の対象施設の概要

No	区分	No	処理区	水処理方式	汚泥処理方式	処理能力 (m ³ /日)	供用 開始	経過 年数	管きょ 延長 (km)	汚水 ポンプ場 (箇所)	雨水 ポンプ場 (箇所)	真空 ステーション (箇所)	真空 ユニット (箇所)	MP (箇所)
1	公共	1	西郷	OD法	濃縮→脱水	2,880	H21	16	58.1	3	3	1	46	31
2	特環	1	五箇	POD法	濃縮→MICS（西郷）	270	H30	7	14.1	-	-	1	15	7
		2	福浦	ユニット式OD法	濃縮→MICS（西郷）	50	H11	26	0.7	-	-	-	-	2
		3	卯敷	ユニット式OD法	濃縮→MICS（西郷）	85	H10	27	1.6	-	-	-	-	4
		4	飯美	ユニット式OD法	濃縮→MICS（西郷）	45	H12	25	1.3	-	-	-	-	3
3	農集	1	都万	連続流入間欠曝気式 (JARUS XIV96型)	濃縮→MICS（西郷）	544.0	H15	22	13.6	-	-	-	-	17
4	漁集	1	加茂	接触ばっき方式	濃縮→MICS（西郷）	198.6	H09	28	4.3	-	-	-	-	8
		2	今津	接触ばっき方式	濃縮→MICS（西郷）	155.0	H12	25	7.0	-	-	-	-	4
		3	犬来	接触ばっき方式	濃縮→MICS（西郷）	80.0	H14	23	3.5	-	-	-	-	6
		4	岸浜	担体流動方式 (FRP浄化槽)	濃縮→MICS（西郷）	23.1	H17	20	0.6	-	-	-	-	3
		5	箕浦	担体流動方式 (FRP浄化槽)	濃縮→MICS（西郷）	41.3	H21	16	1.1	-	-	-	-	3
		6	中村	長時間ばっ気方式	濃縮→MICS（西郷）	282.2	R06	-	1.8	-	-	-	-	3
		7	大久	接触ばっき方式	濃縮→MICS（西郷）	125.4	H26	11	3.5	-	-	-	-	3
		8	蛸木	接触ばっき方式	濃縮→MICS（西郷）	117.9	H11	26	2.2	-	-	-	-	2
		9	津戸	接触ばっき方式	濃縮→MICS（西郷）	145.0	H15	22	2.1	-	-	-	-	3
		10	那久	接触ばっき方式	濃縮→MICS（西郷）	177.0	H14	23	4.8	-	-	-	-	7
		11	油井	担体流動方式 (FRP浄化槽)	濃縮→MICS（西郷）	43.8	H18	19	3.0	-	-	-	-	8
		12	久見	接触ばっき方式	濃縮→MICS（西郷）	77.7	H08	29	2.0	-	-	-	-	3
		13	布施	接触ばっき方式	濃縮→MICS（西郷）	280.0	H09	28	4.5	-	-	-	-	6
5	コミプラ	1	奥津戸	接触ばっき方式 (FRP浄化槽)	濃縮→MICS（西郷）	54.4	H12	25	0.6	-	-	-	-	-
合計									130.4	3	3	2	61	123

※経過年数、箇所数はR7年末時点

※奥津戸（コミプラ）は令和11年度に津戸（漁集）に統廃合の後、廃止予定である。

第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

本事業の事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本町と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとの本町又は事業者の責任に応じて、必要な措置を講じる。

6.1 民間事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ア) 民間事業者の提供するサービスが事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める民間事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、本町は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善措置を求めることができる。また、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、本町は事業契約を解除することができる。
- イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難であると合理的に考えられる場合は、本町は事業契約を解除することができる。
- ウ) ア) 又はイ) の規定により本町が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、本町は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

6.2 本町の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ア) 本町の帰責事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除することができる。
- イ) ア) の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、本町は事業契約の定めるところにより、事業者に生じた増加費用を負担する。

6.3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ア) 不可抗力のほか、本町又は事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合は、本町と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- イ) 一定の期間内に協議が調わないときは、本町及び事業者は、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、事業契約を解除することができる。
- ウ) イ) の規定により事業契約が解除された場合に生じる損害についての賠償の措置は、事業契約に定めるところに従う。

6.4 金融機関又は融資団と本町との協議

本町は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1 法制上、税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合は、事業契約の定めに従い、本町及び事業者で協議を行うものとする。

7.2 財政上、金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本町はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

7.3 その他の措置及び支援に関する事項

本町は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。

第8章 その他本事業の実施に関し必要な事項

8.1 その他本事業の実施に関し必要な事項

ア) 本事業において使用する言語及び通貨

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

イ) 応募に係る費用

応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

8.2 問合せ先

隠岐の島町 上下水道課

住所 〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話 08512-2-0192

E-mail gesui@town.okinoshima.shimane.jp

本町ホームページアドレス

<https://www.town.okinoshima.shimane.jp/index.html>

別紙１ リスク分担（素案）

リスク項目				W-PPP	
段階	想定されるリスク		リスクの内容	リスク分担（案）	
				発注者	受注者
共通	構想・計画リスク	応募・契約リスク	発注者の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○	
			募集要項の誤りに関するもの	○	
	応募手続き	応募費用の負担		○	
		契約締結	発注者の責に帰すべき事由により契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合	○	
	受注者の責に帰すべき事由により契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合			○	
	発注者、受注者いずれの責でもない事由により契約が締結できない又は契約締結が遅延した場合		○		
	発注者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○		
	制度関連リスク	許認可	受注者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
			法令変更	本事業に影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの	○
		税制変更	法制度・許認可の新設・変更によるもの（上記以外のもの）		○
			法人の利益にかかる税制度の変更によるもの（法人税率等）		○
	社会リスク	住民対応	消費税の変更に関わるもの	○	
			その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	○	
		環境問題	本業務を行政サービスとして実施することに対する住民反対運動、訴訟、要望等への対応	○	
			受注者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟、要望等への対応		○
	第三者損害	受注者が行う業務（維持管理、調査・設計、工事等）の不備に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）に関する対応		○	
		上記以外のもの	○		
	経済リスク	金利変動	受注者の責に帰すべき事由（受注者が行う業務や工事に起因する事故、維持管理等の業務遂行の不備・未達による事故など）により第三者に及ぼした損害		○
			上記以外のもの	○	
		物価変動	受注者の責に係る費用の増減		○
			物価変動に係る費用の増減（一定の範囲内の場合）		○
	資金調達	物価変動に係る費用の増減（一定の範囲を超える場合）	○		
		受注者が調達すべき資金を、受注者の責により調達に失敗した場合		○	
	債務不履行リスク	業務の中止・延期	受注者が調達すべき資金を、発注者の責により調達に失敗した場合	○	
			国庫補助金の不足	国庫補助金の不足による改築の遅れに起因した要求水準未達	○
		業務の中止・延期	議会の不承認による事業の中止・延期	○	
			発注者の責に帰すべき事由による事業の中止・延期（発注者の債務不履行、土地の瑕疵、埋蔵文化財の発見など）	○	
	下請業者管理リスク	業務の中止・延期	受注者の事由による事業の中止・延期（事業破綻、事業放棄など）		○
			受注者が締結する下請契約の管理、変更等に関するもの		○
		不可抗力リスク	予見不可能な戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止、突発的な対応等に関するもの	○	
	契約不適合リスク	事業対象施設及び設備に物理的な瑕疵があった場合（事業開始以前の事象に由来する瑕疵）	事業対象施設及び設備に物理的な瑕疵があった場合（事業開始以前の事象に由来する瑕疵）	○	
			事業対象施設及び設備に物理的な瑕疵があった場合（事業開始以後の事象に由来する瑕疵）		○
		事業対象施設及び設備に物理的な瑕疵があった場合（事業開始以後の事象に由来する瑕疵）	本業務において整備された施設や情報に契約不適合が発見された場合（業務終了日より2年以内に限る。ただし、故意又は重大過失の場合は民法の定めによる期間とする。）		○
発注者の事由により計画・設計・仕様等が変更される場合			○		
その他リスク	計画・設計・仕様変更	上記以外の事由により計画・設計・仕様等が変更される場合		○	
		情報漏洩	発注者の責に帰すべき事由による個人情報や守秘義務情報の外部流出	○	
	知的財産権	受注者の責に帰すべき事由による個人情報や守秘義務情報の外部流出		○	
		本業務の実施に当たり第三者の知的財産権を侵害し、または受注者が作成した成果物が第三者の知的財産権を侵害した場合に第三者に生じた損害の賠償		○	
	事故リスク	発注者の責による労災事故		○	
	技術革新	受注者の業務遂行上で、新しい技術の採用によって追加費用が発生する場合（附帯事業は除く）		○	

リスク項目						W-PPP リスク分担（案）	
段階	想定されるリスク				リスクの内容	発注者	受注者
調査・設計	測量・調査リスク				埋蔵文化財、不発弾等、契約時に想定されない地中埋設物が発見された場合の撤去費用、設計変更等に伴う費用の増加	○	
					発注者が実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合	○	
					受注者が実施した測量、地質調査、文化財調査等に不備があった場合		○
	設計リスク				発注者が提示した設計に関する与条件又は要求水準の内容に不備があった場合	○	
					受注者が実施した設計に不備があった場合		○
維持管理	性能リスク	下水	処理場	水量変動	流入下水水量及び受入量の変動に伴う変動費の増減	○	
				水質変動	流入下水に関する基準を逸脱した場合又はやむを得ないと発注者が認める場合の経費の増加	○	
					上記以外の経費の増加		○
					廃棄物処分	排水汚泥の処分	○
				混合廃棄物の受入れ先又は受け入れ条件の変更による処理費用の増加		○	
				上記以外の経費の増加			○
			管路	点検	法定点検等の点検不備による機能障害・事故		○
			全施設	要求水準未達等	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
					受注者の行う業務の内容が要求水準を満たさない場合		○
	機能リスク	下水	修繕費の増大		受注者の責に帰すべき事由により修繕費が増入する場合		○
					上記以外のもの	○	
			施設・設備の損傷		本業務の対象施設又は対象設備の劣化・老朽化に対して受注者が適切な維持管理を行わなかったことにより損傷した場合		○
					本業務の対象施設又は対象設備に対して受注者が適切な運転管理を行わなかったことにより損傷した場合		○
					上記以外のもの	○	
その他リスク	下水	運転管理費増大		発注者の責に帰すべき事由により、運転管理費が大幅に増大する場合	○		
				発注者の責に帰すべき事由以外の要因により、受注者の維持管理費用が増大する場合		○	
				運転管理に必要なユーティリティ・各種消耗品類等の調達・管理不備が発生した場合		○	
		構内・場内管理		受注者に故意または過失がある場合を除き、不審者の侵入、盗難、不法投棄の管理責任	○		
		緊急時の対応		緊急時の対応	○	○	
				発注者への報告		○	
		見学者対応		受注者に故意または過失がある場合を除き、施設の見学者に対する責任	○		
事業終了時	機能リスク	業務終了時の施設状態			業務終了時における施設状態の要求水準未達		○
		業務の引継ぎ			業務終了時における次期受注者への引継ぎ	○	○
		業務の終了手続き			業務終了時における手続きに関する諸費用の負担		○